

「ジモ・ミヤ・ラブ」ロゴマーク及びサウンドロゴ使用規定

令和2年6月16日
宮崎県総合政策部

(目的)

第1条 この規定は、「ジモ・ミヤ・ラブ」ロゴマーク及びサウンドロゴ（以下「ロゴマーク等」という。）を使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等に関する権限)

第2条 ロゴマーク等に関する一切の権限は、宮崎県に属する。

(使用の基準等)

第3条 ロゴマーク等を使用する者は、本規定及び別添「ジモ・ミヤ・ラブロゴマーク使用ガイドライン」を遵守しなければならない。

2 ロゴマーク等は次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を認めないものとする。

- (1) 宮崎県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (4) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (5) ロゴマーク等の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (6) その他知事が不相当と認めた場合

(使用の停止等)

第4条 知事は、第3条に照らし必要があると認める場合には、ロゴマーク等を使用している者に対して、ロゴマーク等の使用の停止等を指示することができる。

(経費等の負担)

第5条 宮崎県は、ロゴマーク等を使用した者に対し、その使用に係る経費または役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第6条 宮崎県は、ロゴマーク等の使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(事務)

第7条 この規定に関する事務は、宮崎県総合政策部産業政策課が行う。

(その他)

第 8 条 この規定に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規定は、令和 2 年 6 月 1 6 日から施行する。